

住居確保給付金のしおり

離職等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ

～住居確保給付金のご案内～

流山市

【お問い合わせ】

流山市暮らしサポートセンター ユーネット

電話：04-7197-5690

住所：流山市西初石3-101-21 鈴木ビル1F

受付時間：平日のみ 8:30～17:15

流山市役所 健康福祉部 社会福祉課

電話：04-7150-6079（直通）

住所：流山市平和台1-1-1

目 次

1. 住居確保給付金とは..... P 1
2. 住居確保給付金を受けるには、次の要件があります..... P2
3. 住居確保給付金受給中の義務..... P3
4. 職業訓練受講給付金との併給ができます..... P4
5. 受給中に常用就職した場合は届出が必要です..... P4
6. 一定の要件を満たせば延長が可能です..... P4
7. 支給額を変更できる場合があります..... P5
8. 住居確保給付金の再支給について..... P5
9. 住居確保給付金を中止する場合があります..... P6
10. 住居確保給付金を徴収する場合があります..... P6
11. 住居確保給付金の申請をするために必要なもの..... P7
12. 住居確保給付金の申請から決定までの流れ..... P8
13. 生活費が必要な方は..... P11

住居確保給付金とは

離職や廃業、又は個人の責任・都合によらない就業機会等の減少により離職や廃業と同程度の状況になり、経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分の給付金を支給するとともに、自立相談支援機関による就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

1. 支給額

申請日の属する月の申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入合計額（世帯収入額）が、

①表1の基準額以下の場合

⇒ 1ヵ月当たりの家賃額を支給

②表1の基準額を超える場合

⇒ (1ヵ月当たりの家賃額 + 基準額) - 世帯収入額

により算出した額と、表1の支給上限額を比べて低い額を支給

※家賃額は、管理費や共益費等を除いた額です。

※①・②ともに支給上限額は表1のとおりです。

<表1>

世帯人数	支給上限額	基準額
1人	4.1万円	8.1万円
2人	4.9万円	12.3万円
3人	5.3万円	15.7万円
4人	5.3万円	19.4万円
5人	5.3万円	23.2万円

2. 支給期間

3ヵ月間

※一定の条件により3ヵ月間の延長、再延長（最大9ヵ月間）が可能

3. 支給方法

不動産業者、大家等に市役所が代理納付

振込名義「ナガレヤマシシヤフクシカ」

住居確保給付金を受けるには、次の要件があります

申請時に、以下の①～⑧の全てに該当する方（①～③については、イ）又はロ）に該当する方）が対象となります。

①イ) 離職・廃業

ロ) やむを得ない減収等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある

②イ) 申請日において離職・廃業の日から2年以内である。ただし、当該期間中に疾病、負傷、育児等やむを得ない事情により求職活動を行うことができなかった場合は、その日数を2年に加算した期間とするものとし、その期間が4年以内である

ロ) 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある

③イ) 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持している（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む）

ロ) 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している

④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表2の収入基準額以下である（収入には、公的給付等を含む）

<表 2>

世帯人数	収入基準額	収入基準額内訳
1人	12.2万円	8.1万円 + 家賃額（上限4.1万円）
2人	17.2万円	12.3万円 + 家賃額（上限4.9万円）
3人	21.0万円	15.7万円 + 家賃額（上限5.3万円）
4人	24.7万円	19.4万円 + 家賃額（上限5.3万円）
5人	28.5万円	23.2万円 + 家賃額（上限5.3万円）

- ⑤申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が表3の金額以下である

<表3>

世帯人数	金融資産
1人	48.6万円
2人	73.8万円
3人	94.2万円
4人以上	100.0万円

- ⑥公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。ただし、自立に向けた活動を行うことが当該者の自立促進に資すると認められる場合は、経営相談先へ面談を申込み、業務上の収入を得る機会の増加に向けた活動を行うことも可能とする
- ⑦自治体等が実施する離職者等に対する住居確保を目的とした類似の給付等を申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
- ⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

住居確保給付金受給中の義務

- ①月4回以上、自立相談支援機関による面接の支援を受けることと、定められた書類の提出等の必要があります。

(離職・廃業・就労を目指す休業等の方)

常用就職(期間の定めがない、又は6ヵ月以上の雇用期間が定められた雇用契約)を目指します。

- ②月2回以上、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談等を受けてください。
- ③原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けてください。

(事業再生を目指す事業者の方)

当初・延長時

- ④ 月1回以上、企業経営相談先での経営相談を受けてください。経営相談先の助言等のもと、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行ってください。

再延長時（7ヵ月日以降）

- ⑤ 常用就職を目指し、④に替わり②③を行います。

職業訓練受講給付金との併給ができます

職業訓練受講給付金と住居確保給付金の併給が可能です。また、職業訓練については求職活動とみなし、求職活動等要件が一定程度緩和されます。

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ・支給決定後、常用就職（期間の定めがない、又は6ヵ月以上の雇用期間が定められた雇用契約）した場合は、「常用就職届」を自立相談支援機関へ提出してください。
- ・提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を自立相談支援機関に毎月提出してください。

一定の要件を満たせば延長が可能です

住居確保給付金の受給期間が終了する月に一定の要件を満たしていれば、3ヵ月間を2回まで延長することが可能です。

※住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合、当初の受給期間の最終月までに収入と預貯金分かる書類等を準備し、自立相談支援機関へご提出ください。

※支給期間延長申請時においても初回申請時と同様、提出書類に基づき審査があります。

支給額を変更できる場合があります

以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。申請書を提出する必要がありますので、家賃額が変更になった又は収入が減少したこと等が証明できる書類を自立相談支援機関にお持ちください。

- 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
- 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、世帯収入額が基準額以下に至った場合
- 受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や、自立相談支援機関の指導により、流山市内での転居が適当である場合

住居確保給付金の再支給について

住居確保給付金の受給期間終了後、次の場合に再支給を受けることができます。

- 常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した後、新たに解雇（本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く）
- 事業主都合の離職、廃業（本人の責に帰すべき理由又は当該個人の都合によるものを除く）
- 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由、都合によらないで減少し、かついずれも従前の支給が終了した月の翌月から1年を経過している

※あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。

※再支給申請時においても従前の申請時と同様、提出書類に基づき審査があります。

住居確保給付金を中止する場合があります

以下のいずれかに該当する場合は、住居確保給付金の支給を中止します。

- ・ 誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合又は就労支援に関する自治体からの指導に従わない場合、原則として当該事実を確認した日の属する月の支給から中止します。
- ・ 受給中に常用就職又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、就労により得られた収入が一定額を超えた場合は、原則として、収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止します。
- ・ 受給中に常用就職等をしたこと及び就労に伴い得られた収入の報告を怠った場合は、支給を中止します。
- ・ 住宅を退去した者（大家からの要請の場合や関係機関の指示による場合を除く）については支給を中止します。
- ・ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、支給を中止します。
- ・ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合及び生活保護費を受給した場合は、支給を中止します。
- ・ 上記のほか、受給者の死亡等、支給することができない事情が生じた場合は支給を中止します。

住居確保給付金を徴収する場合があります

住居確保給付金の受給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、すでに支給した給付を徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

①住居確保給付金支給申請書

②住居確保給付金申請確認書

③本人確認書類（次のいずれか）

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票の写し、戸籍謄本、在留カード等
※顔写真なしの証明書の場合は2点以上の提出が必要です。

④離職等関係書類

（離職・廃業の方）

- ・申請日を起点に2年以内に離職・廃業をしたことが確認できる書類
- ・疾病、負傷、育児等のやむを得ない事情があった場合は、医師の証明等、それを証明できる書類

（休業等の方）

- ・申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類

⑤収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類

※給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格者証」、年金を受けている場合は「年金額改定通知（年金ハガキ）」、その他各種手当証書、その他各種福祉手帳等

⑥金融関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者全員の金融機関のすべての通帳等（株、投資信託、暗号資産等含む）

※申請日時点の最新記帳済みのもの

※通帳なし取引（ネットやアプリ）の口座分も書面でご用意ください

⑦入居住宅に関する状況通知書

⑧賃貸借契約書の写し

※契約更新されている方は、更新後の賃貸借契約書の写しが必要です。

⑨（離職・廃業・就労を目指す休業等の方）

公共職業安定所に求職の申込みをし、付与された求職番号又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口名称

※番号は、ハローワーク受付票又はハローワークカードに記載があります。

（事業再生を目指す事業者の方）

自立に向けた活動を行うことが当該者の自立促進に資すると認められる場合は、「住居確保給付金 自立に向けた活動計画」（企業経営相談先で相談し、記入する）

住居確保給付金の申請から決定までの流れ

●住宅を喪失するおそれのある方の場合

住居確保給付金の相談・支給

- ・自立相談支援機関で、住居確保給付金に関する説明を受けます。
- ・自立相談支援機関で、申請書類一式に記載をします。
- ・「入居住宅に関する状況通知書」が交付されます。

入居住宅の貸主との調整

不動産業者等に「入居住宅に関する状況通知書」への記載を依頼し、交付を受けてください。

書類の提出

自立相談支援機関へ、前ページの提出書類一式を提出してください。

申請内容の審査・決定

- ・審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「流山市住居確保給付金支給決定通知書」が交付されます。
- ・入居している住宅の不動産業者等に「流山市住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- ・住居確保給付金は、流山市から不動産業者等に直接振込みをします。振込名義「ナガレヤマシシヤフクシカ」
- ・受給資格なしと判断された場合、「流山市住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。

●住宅を喪失している方の場合

住居確保給付金の相談・支給申請

- ・自立相談支援機関で、住居確保給付金に関する説明を受けます。
- ・申請書類一式に記載し、必要書類を添えて提出します。
- ・申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」が交付されます。

入居予定住宅の確保

- ・不動産業者等に申請書の写しを提示して、当該不動産業者等を介して賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。原則として、賃貸住宅を探す範囲は、流山市内です。
- ・敷金・礼金などの入居初期費用について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合は、その旨を不動産業者等に伝えてください。
- ・入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載を依頼し、交付を受けてください。

ハローワークでの求職申込み

公共職業安定所（ハローワーク）にて求職申込みを行ってください。

確認書類の提出

- ・不動産業者等から記載・交付を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を自立相談支援機関に提出してください。
- ・ハローワークから交付を受けた求職受付票（ハローワークカード）の写しを、自立相談支援機関に提出してください。

申請内容の審査・決定

- ・審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「流山市住居確保給付金支給対象者証明書」が交付され、併せて「住宅確保報告書」が交付されます。
- ・受給資格なしと判断された場合、住宅を確保している不動産業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を伝えてください。

賃貸借契約の締結

- ・「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産業者等に対し、「流山市住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている場合は、その写しも提示してください。
- ・総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている方の場合、本賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。総合支援資金（住宅入居費）を活用せず、初期費用を自分で用意可能な方の場合には、友情契約となると考えられますが、混乱を防ぐため、住居確保給付金対象者については、全て停止条件付きの契約とするとしている不動産業者等もあると考えられますのでご注意ください。

入居手続き

住宅入居費が不動産業者等に振込まれたことをもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行い、速やかに住民票の設定・変更手続きをしてください。

住居確保給付金支給の決定

- ・すでに「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されていますが、実際に支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に「賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し」及び新住所における「住民票の写し」を添付して、「住宅確保報告書」を自立相談支援機関に提出してください。
- ・「流山市住居確保給付金支給決定通知書」が交付されます。
- ・住宅を確保している不動産業者等に対して「流山市住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- ・住居確保給付金は、流山市から不動産業者等に直接振込みをします。

生活費が必要な方は

住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」や「臨時特例つなぎ資金貸付」が利用できる場合があります。

【ご相談先】

流山市社会福祉協議会 福祉総務課福祉係

電話：04-7159-4735

住所：流山市平和台2-1-2

流山市ケアセンター3階

受付時間：平日のみ 8:30~17:15